

利用料金・乗車回数券・のりあい券・タクシー助成券について

現金

※地域間料金はP9を参照。

● おとな	500円
● 障がい者等	250円
● こども（小学生）	250円

※幼児（1歳以上の未就学児）は、同伴者1人につき2人まで無料（3人目からこども料金）
 ※乳児（1歳未満）は無料
 ※障がい者等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている方、または児童養護施設や知的障害児施設などを利用されている方および介添人

乗車回数券（11枚つづり）

● 大人	5,000円
● こども（小学生）	2,500円
● 市内に住所を有する方	
高齢者（満70歳以上）	3,000円
中学生・高校生	3,000円
妊婦	3,000円
乳児の保護者	3,000円
障がい者等	1,500円
障がい者等の介添者	1,500円
こども（小学生）障がい者等	800円
● 市内に住所を有しない方	
障がい者等	2,500円
障がい者等の介添者	2,500円
こども（小学生）障がい者等	1,300円

のりあい券（10枚つづり）

● 市内に住所を有する方	
大人	2,500円
こども（小学生）	1,300円
高齢者（満70歳以上）	1,500円
中学生・高校生	1,500円
妊婦・乳児の保護者	1,500円

【のりあい券の使用条件】

- ①まいちゃん号を2人以上で利用予約をする。
- ②予約時にのりあい券を使用することを伝える。

※上記2つの条件を満たさない場合でも、2枚出せば、通常の乗車回数券1枚と同様に使用できます。

※まいちゃんバスは、上記2つの条件を満たさない場合でも1枚で乗車できます。

※乗車券・のりあい券は、米原市役所各庁舎および行政サービスセンターで販売しています。

※購入の際は、対象者の要件確認のため、保険証や障害者手帳、学生証、母子手帳などをご持参ください。

タクシー助成券（乗合タクシーと連携したタクシー利用助成）

まいちゃん号を経由して、市外などの区域外へ移動する場合のタクシー料金に対する助成を行っています。

- 対象者** 市内に住所を有し、回数券を購入する方で、かつ、次のいずれかに該当する方
- 障がい者等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの交付を受けている方）
 - 高齢者（満75歳以上）
 - 高校生（米原高校、伊吹高校に通学する方は、市内に住所を有しない場合でも可）
 - 妊婦・乳児の保護者（母子手帳の交付を受けている方または乳児の保護者で母子手帳を持参する方・いずれも母子手帳に記載された子が1歳未満）

助成額 12,000円（助成券の交付を受けた年度末まで有効・交付は年度に1回まで）
 ※対象者となることが確認できるもの（身分証明書や障害者手帳など）を持参し、回数券の購入時に申請してください。

※まいちゃん号と連携して利用することを目的としており、**近江タクシー以外では利用できません。**

●午前中は予約センターが大変混み合います。前日のうちに予約しておきましょう。

【早朝（6時～9時まで）の便の予約は、前日夜9時までにご利用します。】

1 はい、近江タクシーです

「まいちゃん号」の予約をお願いします。

5 一緒に乗車される方はいますか？

はい → **6** へ
いいえ → **7** へ

2 お名前と電話番号をお願いします。

名前 _____ です。
電話番号 _____ です。

6 一緒に乗る方のお名前と電話場号をお願いします。

名前 _____ です。
電話番号 _____ です。

3 利用される停留所番号をお願いします。

_____ 番の停留所から
_____ 番の停留所までです。

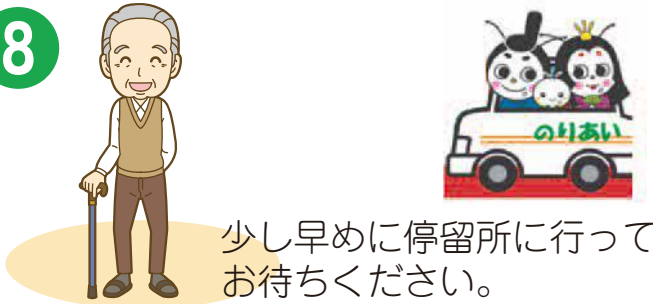
7 ご予約を受け付けました。予約時間に停留所でお待ちください。

✎ 帰りの便も決まっていたら一緒に予約しておきましょう。

4 利用される便(時間)をお願いします。

_____ 時 _____ 分の便です。

8 少し早めに停留所に行ってお待ちください。



おぼえ

家の近くの停留所番号

施設名

停留所番号

利用料金

よく利用する停留所

円(回数券 _____ 枚)

よく利用する停留所

円(回数券 _____ 枚)

よく利用する停留所

円(回数券 _____ 枚)